

公費医療・難病医療ガイド（令和5年10月・令和6年4月改正対応版） 追補

（令和6年2月1日・社会保険研究所作成）

以下の政令（案）・省令・告示・通知・厚生労働省資料により、本書の内容に変更が生じますので、ここに追補します。

- 小児慢性特定疾病医療費の支給認定について（令和4年5月20日 健発0520第4号）
- 厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（令和5年8月30日 厚生労働省告示第257号）
- 児童福祉法施行規則及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年9月14日 厚生労働省令第112号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部及び児童福祉法施行令及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（令和5年9月14日 厚生労働省告示第268号）
- 身体障害者福祉法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年9月29日 厚生労働省令第127号）
- 刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和5年11月10日 政令第318号）
- 自立支援医療の経過的特例について（令和5年11月20日 社会保障審議会障害者部会（第138回）資料）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令案について（令和6年1月24日 パブリックコメント）

自立支援医療の経過的特例の延長

自立支援医療の自己負担額については、原則1割負担としつつ、低所得者や「重度かつ継続」の対象者に対しては所得に応じた負担上限額が設定されています（「一定所得以上」は原則として自立支援医療の対象外）。それでもなお大幅な負担増となる、育成医療の中間所得層の人及び「重度かつ継続」の「一定所得以上」の人については、平成18年（2006年）から**経過的特例措置**が設けられており、その期限は本書記載の通り**令和6年（2024年）3月31日**でした。しかしながら、育成医療の受給者のうち中間所得層の割合が83.5%と依然8割を超えていることや、「重度かつ継続」の一定所得以上の支給決定件数が118,952件で平成18年（2006年）度と比較して増加していること等の現状を踏まえ、社会保障審議会・障害者部会で議論が行われた結果、自立支援医療の経過的特例措置については、**令和9年（2027年）3月31日**まで延長することが決定されました。この改正案はパブリックコメント募集の後、令和6年3月に政令として公布される見通しです。

以上に伴い本書において修正を要する箇所は、以下の通りです。

- ・93頁…………… 上から9行目（上段の図(3)と(4)）、下から1行目（表注3つ目の※）
- ・94頁…………… 上から10、13行目
- ・100頁…………… 下から1行目（表注3つ目の※）
- ・104頁…………… 下から11行目（表注3つ目の※）
- ・110頁…………… 下から17行目（表注2つ目の※）
- ・482頁…………… 上から14、19行目〔令和5年度中に当該通知が改正される見込みです。〕

* 修正表の下線処理について

以下の修正表においては、変更点を明示するために下線を引く処理を行っておりますが、「V 法令編」における編集方針（337・411頁下から2つ目の◎参照）で施した下線との混同を避けるため、変更箇所であっても下線を引いていないことがあります。この場合に「改正後」の欄で引いてある破線、下線、二重下線は当該編集方針に沿った処理であることにご留意ください。

頁	箇所	現 行	改正後
324	第十三表の22「疾病名」の欄	（厚生労働省健康局長の定めるものに限る。）	（厚生労働省健康・生活衛生局長の定めるものに限る。）
〃	下から7行目	厚生労働省健康局長は、	厚生労働省健康・生活衛生局長は、

346	右段下から 6行目	一 当該申請に係る指定難病の患者の氏名, 居住地, 生年月日及び連絡先	一 当該申請に係る指定難病の患者の氏名, 居住地, 生年月日, <u>個人番号</u> (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)及び連絡先
〃	右段下から 3行目	二 当該申請に係る指定難病の患者の保護者が当該申請をしようとする場合においては, 当該保護者の氏名, 居住地, 連絡先及び当該患者との続柄	二 当該申請に係る指定難病の患者の保護者が当該申請をしようとする場合においては, 当該保護者の氏名, 居住地, <u>個人番号</u> , 連絡先及び当該患者との続柄
347	右段上から 8行目	五 支給認定基準世帯員の氏名	五 支給認定基準世帯員の氏名及び <u>個人番号</u>
348	右段上から 3行目	一 当該支給認定を受けた指定難病の患者の氏名, 居住地及び連絡先	一 当該支給認定を受けた指定難病の患者の氏名, 居住地, <u>個人番号</u> 及び連絡先
〃	右段上から 6行目	二 当該指定難病の患者の保護者が当該支給認定を受けている場合においては, 当該保護者の氏名, 居住地, 連絡先及び当該患者との続柄	二 当該指定難病の患者の保護者が当該支給認定を受けている場合においては, 当該保護者の氏名, 居住地, <u>個人番号</u> , 連絡先及び当該患者との続柄
351	右段下から 26行目	一 当該支給認定を受けた指定難病の患者の氏名, 居住地, 生年月日及び連絡先	一 当該支給認定を受けた指定難病の患者の氏名, 居住地, 生年月日, <u>個人番号</u> 及び連絡先
〃	右段下から 23行目	二 当該指定難病の患者の保護者が当該支給認定を受けている場合においては, 当該患者の保護者の氏名, 居住地, 連絡先及び当該患者との続柄	二 当該指定難病の患者の保護者が当該支給認定を受けている場合においては, 当該患者の保護者の氏名, 居住地, <u>個人番号</u> , 連絡先及び当該患者との続柄
356	右段下から 17行目	令第5条第一号及び第二号	令第 <u>6</u> 条第一号及び第二号
〃	右段下から 7行目	同法第8条の2第4項	同法第8条の2第 <u>3</u> 項
366	右段上から 4行目の後	(新設)	(法第28条第2項の厚生労働省令で定める事項) 6新 則第50条 法第28条第2項の厚生労働省令で定める事項は, 次に掲げる事項とする。 一 指定難病の患者の氏名及び生年月日 二 当該患者が指定難病にかかっている事実 (法第28条第2項の厚生労働省令で定める方法) 6新 則第50条の2 法第28条第2項の厚生労働省令で定める方法は, 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)を提示する方法とする。ただし, 当該方法によることができない状況にあるときは, 書面により提示する方法とする。
〃	右段上から 5, 6行目	(法第28条第2項の厚生労働省令で定める者) 則第50条 法第28条第2項の厚生労働省令で定める者は, 同条第1項第一号に掲げる事業を適切, 公正, 中立かつ効率的に実施することができる法人等であって, 都道府県が適当と認めるものとする。	(法第28条第3項の厚生労働省令で定める者) 則第50条の3 法第28条第3項の厚生労働省令で定める者は, 同条第1項第一号に掲げる事業を適切, 公正, 中立かつ効率的に実施することができる法人等であって, 都道府県が適当と認めるものとする。
〃	右段下から 13行目	二 法第28条第2項の委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。)であって, 法第29条第3項の届出を行うものの名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名, 住所及び職名	二 法第28条第 <u>3</u> 項の委託を受けた者(次項において「受託者」という。)であって, 法第29条第3項の届出を行うものの名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名, 住所及び職名

368	右段下から 19 行目	(大都市の特例) 則第 53 条 令第 10 条の規定により、	(大都市の特例) 則第 53 条 令第 11 条の規定により、
369	右段の表左 欄下から 2 つ目	第 50 条	第 50 条の 3
371	上から 1 行目	(施行日未定)	(削除)
〃	下から 2 行目	1 この法律は、刑法等一部改正法施行日〔令和 4 年 (2022 年) 6 月 17 日から 3 年を超えない範囲内にお いて政令で定める日〕から施行する。〔略〕	1 この法律は、刑法等一部改正法施行日〔令和 7 年 6 月 1 日〕から施行する。〔略〕
377	右段上から 2 行目	○難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第 9 条第 1 項の規定により毎年度国が都道府県に対して 負担する額の算定に関する基準 (平成 26 年 11 月 21 日 厚生労働省告示第 435 号)	○難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第 10 条第 1 項の規定により毎年度国が都道府県に対して 負担する額の算定に関する基準 (平成 26 年 11 月 21 日 厚生労働省告示第 435 号) (一部改正;令和 5 年 9 月 14 日 厚生労働省告示第 268 号)
〃	右段上から 6 行目	難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第 9 条第 1 項の規定により	難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第 10 条第 1 項の規定により
〃	右段上から 17 行目	○難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第 9 条第 2 項の規定により毎年度国が都道府県に対して補 助する額の算定に関する基準 (平成 26 年 11 月 21 日 厚生労働省告示第 438 号)	○難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第 10 条第 2 項の規定により毎年度国が都道府県に対して補 助する額の算定に関する基準 (平成 26 年 11 月 21 日 厚生労働省告示第 438 号) (一部改正;令和 5 年 9 月 14 日 厚生労働省告示第 268 号)
〃	右段下から 14 行目	難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第 9 条第 2 項の規定により	難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第 10 条第 2 項の規定により
426	右段上から 25 行目	氏名、居住地及び生年月日及び当該医療費支給認定に 係る小児慢性特定疾病児童等との続柄	氏名、居住地、生年月日及び当該医療費支給認定に係る 小児慢性特定疾病児童等との続柄
431	右段下から 14 行目	(令第 22 条の 4 に規定する指定訪問看護事業者をい う。以下同じ。)	(令第 22 条の 5 に規定する指定訪問看護事業者をい う。以下同じ。)
438	右段下から 9 行目の前	(新設)	則第 7 条の 41 法第 19 条の 22 第 2 項に規定する厚生 労働省令で定める事業は、地域における小児慢性特 定疾病児童等の実情の把握その他の同条第 3 項各号 に掲げる事業の実施に関し必要な情報の収集、整理、 分析及び評価に関する事業とする。
〃	右段下から 9 行目	【法第 19 条の 22 第 2 項第二号の厚生労働省令で定め る便宜】 則第 7 条の 41 法第 19 条の 22 第 2 項第二号に規定す る厚生労働省令で定める便宜は、	【法第 19 条の 22 第 3 項第二号の厚生労働省令で定め る便宜】 則第 7 条の 42 法第 19 条の 22 第 3 項第二号に規定す る厚生労働省令で定める便宜は、

439	右段上から 1行目	(新設)	<p>則第7条の43 6新 法第19条の22第4項に規定する厚生労働省令で定める者は、法第6条の2第2項第二号に規定する成年患者とする。</p> <p>則第7条の44 6新 法第19条の22第4項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 小児慢性特定疾病にかかっている児童又は前条に規定する患者の氏名及び生年月日</p> <p>二 前号に掲げる者が小児慢性特定疾病にかかっている事実</p> <p>則第7条の45 6新 法第19条の22第4項に規定する厚生労働省令で定める方法は、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)を提示する方法とする。ただし、当該方法によることができない状況にあるときは、書面により提示する方法とする。</p>
444	下から 20行目	[施行日未定]	(削除)
〃	下から 9行目	1 この法律は、 <u>刑法等一部改正法施行日〔令和4年(2022年)6月17日から3年を超えない範囲内において政令で定める日〕</u> から施行する。〔略〕	1 この法律は、 <u>刑法等一部改正法施行日〔令和7年6月1日〕</u> から施行する。〔略〕
453	上から 3行目	(最終改正； <u>令和4年3月17日 健発0317第1号</u>)	(最終改正； <u>令和4年5月20日 健発0520第4号</u>)
457	下から 15行目	1 受給者が支給認定の変更の申請を行うに当たっては、支給認定申請書に、変更のあった事項を記載し、変更の生じた理由を証明する書類及び受給者証を添付の上、都道府県等に申請するものとする。	1 受給者が支給認定の変更の申請を行うに当たっては、支給認定申請書に、変更のあった事項を記載し、変更の生じた理由を証明する書類を添付の上、都道府県等に申請するものとする。 <u>また、この場合において、都道府県等から受給者証の提出を求められたときは、これを都道府県等に提出しなければならない。</u>
458	上から 4行目	<u>なお、指定医療機関の変更又は追加の必要がないと判断した場合は、1の申請を行った受給者に対して、支給認定の変更の認定を行わない旨の通知書を交付するものとする。</u>	(削除)

以上